

平成18年9月6日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成18年9月6日
開会 13時30分 閉会 14時05分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席委員 9名
委員長 乾 邦広
副委員長 前川敏春
委 員 前川雅志 岡田和志 大坂雄一 中橋友子
千葉幹雄 古川 稔 額瀨太郎
議 長 本保証喜
- 4 傍聴者 なし
- 5 事務局 局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 6 説明員 町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一
民生部長 新屋敷清志 福祉課長 米川伸宜 障害福祉係長 伊藤憲彦
- 7 審査事件 議案第56号 幕別町地域活動支援センター条例
陳情第6号 安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 8 審査結果 別紙のとおり

委員長 乾 邦広

◇審査内容

(13：30開会)

○委員長（乾 邦広） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日中村委員より遅参する旨の届け出がありましたので報告をいたします。

これより議事に入ります。

それでは、本委員会に付託されました議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例を議題といたします。なお、担当部局より補足の説明資料を配布したいとの申し出がありますので、配布してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○委員長（乾邦広） 異議がなければ事務局より配布をさせていただきます。

（資料配布）

それでは議案の提案説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（新屋敷清志） 議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例につきまして、提案の理由を説明いたします。

9月4日今定例会の初日におきまして、西尾助役から提案理由の説明がありましたとおりでありますけれども、改めまして説明をさせていただきます。

また、私の方からはただ今お配りしました資料を中心に説明をさせていただきます。

障害者自立支援法の第77条におきまして、市町村が行う地域生活支援事業についての規定があり、10月1日から施行されることになっております。本条例につきましては、この地域生活支援事業の一つである地域活動支援センターについて定めるものであります。

それでは資料の1ページをご覧ください。

小規模作業所と新事業体系という資料になります。左側に現在の小規模作業所についての説明がありますが、現在、複数の障害の種類を受け止めているケースや、重度障害者の地域生活を支えているケース、就労支援を本格的に行っているケース、さらには設備状況や法人格があるかないかなど、様々なケースがありますが、これらの作業所から新事業体系に移行することになります。

ポイントといたしましては、図の中ほどにありますように、3障害共通の事業も可能となり、また社会福祉法人でなく、NPO法人などでも可能、さらには一定の設備、人員の基準を満たすことが必要などとされております。

移行が想定される事業としましては、右側の図の方になりますけれども、四角で囲まれておりますとおり四つの事業が想定されております。

一つめは生活介護ということになります。二つめは就労移行支援、三つめの枠では就労継続支援、四つめでは地域活動支援センターと、これらが移行が想定される事業となりますが、このうち幕別町のひまわりの家におきましては、四つめの地域活動支援センターに移行することとしております。

なお、この市町村につきましては、この事業を委託できるとされておりますことから、先の助役説明でも申しあげましたとおり、特定非営利法人幕別町手をつなぐ親の会に委託し、障害者の交流、創造的活動、生活生産活動を支援する事業を行うこととしております。

次に2ページをご覧くださいと思います。

現在の地域共同作業所運営費と新たな地域活動支援センター等事業の補助基準等についてであります。左側の表が平成18年9月までの基準で、右側の表が平成18年10月からの基準となります。

現在、ひまわりの家は左の表の1型Cに区分されておりまして、平均利用人員が15人から19人、職員配置基準としては常勤2人、非常勤1人で、補助基準額は1132万円となっております。

これが、10月からは右側の表の2型に区分されまして、実利用人員15人以上、職員配置基準としては常勤2人、または常勤1人プラス非常勤2人とされているところでもあります。

なお、この2型につきましては、法人格が必要とされております。

また、補助基準額につきましては、900万円となっております。

その下の欄に、2型の下の欄に個別給付事業へ移行するための加算、これは2年を限度とされておりますけれども、これにつきましては200万円の補助があることとなります。

なお、この個別給付事業といいますのは、先ほど1ページの方でも説明しました四角で囲われました生活介護、就労移行支援、あるいは就労継続支援など、移行が想定される事業に移行する場合に加算がされるものであります。

なお、この補助率につきましては、一番下の欄に書いてありますけれども、道が2分の1、市町村が2分の1となっております。このうち、1型から3型につきましては一部国庫補助があることとなります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

引き続き議案書の方をご覧いただきたいと思いますが、議案書の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いまして説明をさせていただきたいと思いますが、第1条では設置について規定するもので、障害者自立支援法に基づき障害者または障害児が各自の能力を生かして自立して生活ができるよう支援することを目的に、地域活動支援センターを設置することとしております。

第2条は、名称及び位置について規定するもので、名称はひまわりの家とし、位置を幕別町札内青葉町185番地1とするものであります。

第3条は委任について規定するもので、規則の委任について定めるものであります。

なお、施行年月日は平成18年10月1日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（乾邦広） ただ今説明が終わりましたので、これより質疑及び意見を伺いたいと思います。

質疑及び意見のある方は挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 今回ひまわりの家が選択された形態は2型ということで、見ますとこれまでの補助基準額と今回の補助基準額を比較いたしますと、1132万から900万ということですから、減額になりますよね。それでNPO法人になって、どんな形になっていくのかということはこのからの部分も多いのではないかと思います。基本的には今の共同作業所の18人通っていらっしゃるということも聞いていますけれども、それをそのまま継続して、さらに新しい事業を加えていくというように聞いているんですけども、予算規模が少ないということは経営上かなり厳しくなっていくんじゃないかなということをお慮するんですけども、そういった点でどんなふうに対応を考えていらっしゃるのでしょうか。

それと、これまでと同じだと思んですけども、年齢要件などは新しい事業になることによって変わるということはあるのでしょうか。

○委員長（乾邦広） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 1点めのご質問でございますが、資料2の中でご説明いたしますと、今現在1型Cというふうにご説明いたしましたが、実は平成14年から17年までは1型Bの10人から14人の中で、およ

そ年額800万円の補助金で支出しております。

今回事前協議を行いましたところ、利用者数が平成15人というふうに認められまして、当初予算では1型Bの予算で上げておりましたが、支庁から内示が来たのが1型Cとなったわけでございます。

したがいまして、2型の15人以上の900万、それから個別給付事業に移行するための1100万となりますと、現在よりは300万弱増える形になろうかと思えます。

それから今後の運営に対して経費が不足するのではないかとということでございますが、今ご説明いたしましたのは、あくまでも地域活動支援センターの事業に対する補助金でございます。ひまわりの家、NPO法人が移行想定している事業は、資料の1ページにあります。地域活動支援センターから上にある生活介護あるいは就労継続支援ということでございまして、これは国の事業でございますので、この事業に認可を受けて事業者の指定を受けると、国の事業の個別給付を受けられることとなります。

それから、年齢要件等についてでございますが、これについては地域活動支援センターにつきましては、先月の厚生労働省の方から方針が決められましたが、事業内容配置基準、利用者負担等は市町村が地域の実情に応じて柔軟に規定してよろしいというふうになっておりますので、現在と変わらない形で進められるものと思っております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わかりました。そうしますと、今までよりは資金面ではどちらかという増額になっていく、厳しくはならないということですね。

それとですね、もう1点なんですが、設置条例の第2条の場所は札幌市青葉町185番地1ということで、現在のひまわりの家の場所であるというふうに思うんですけども、先日この委員会でも見学させていただきましたところ、新しい事業を展開していく上で、施設が大変狭くて古いというのを直感しているんですよ。

それで、これの対応についても、以前は本町の空き保育所を活用してというようなことも聞いていたのですが、なかなかその方向も難しいやにも聞きまして、しかし新しい事業を立ち上げて、そして新しい分野の仕事も増えていくということを見れば、やはりこのままの状態で行くというのは難しいんじゃないかという感じがするんですよ。その辺のお考えについても、施設をどういうふうにも今後整備していこうと考えておられるのか伺いたいと思います。

○委員長（乾邦広） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 今、委員からお話ありましておき、昨年12月に法人の設立準備会から趣意書をいただきまして、その際にはNPO法人を取得したい、それから活動の場所として旧みどり保育所を無償で使用させていただきたいという申し出がありまして、その方向で協議を重ねておりましたが、現時点ではまだ現在の場所がいいのか、みどり保育所に移って新しい事業を展開するのかの結論がNPO法人の方から出ておりません。今、法人の方で言うておりますのは、現在やはり作業場所が若干手狭であると、それからさらに、先ほど申しあげました国の事業を展開するにあたっては今のスペースでは足りなくなるといことは言われておりますので、これから国の事業をどのように実際に行っていくのか、法人の方の結論が出ましたら実施場所についてさらに協議をしていきたいと思っております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最初はみどり保育所の跡地ということでお話し合いをされておりましたよね。それが結論が法人の方で出ないということですが、手狭であってスペースが足りないということがはっきりしていて、なおかつみどり保育所の跡地という提案もしていても、法人の方で結論を出せないというには、それなりの理由があるというふうに思うんですよ。そこをクリアしないと改善策が出てこないんじゃない

いかと思うんですけど、その辺の理由はどんな理由なんでしょうか。

○委員長（乾邦広） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） 法人の方でおっしゃるには、今の札内の場所が、通われている方の買い物等の社会実習等においても非常に都合が良い、それから事業をさらに展開した場合、あるいはショートステイでありますとか、生活介護等に展開した場合に、今ある施設の近隣にある教職員住宅がもし空けばその辺も貸していただけないかということも考えられているようでございます。

したがいまして、その辺についてもこれから協議を重ねながら結論付けていきたいと思っております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） そうすると、あくまでも法人側の決意と言いますか、そこでどうするかということを決めるということが大前提ということですね。例えば、いらぬことなんですけど、みどり保育所を使ってやっていくにしてもかなり改修費用とかかかっていますよね。それはもちろんそういうふう提案していく以上は、うちの町としてもきちんと一定の予算の保証もしてということになるんだろうとも思うんですけども、そういう点での問題、予想以上に補修費用がかかるとか、そういう点での問題というのはなかったんですか。

○委員長（乾邦広） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） お話のように、改修を全面的に行った場合かなりの経費がかかる試算は出ております。

そのこともさることながらなんですけど、今NPO法人側が国の事業に展開していきたいということでございますが、これについては今現在でも情報が断片的に送られてきている状況でございますので、実際にその事業が本当に、言い方は失礼ですが、うまくやっていっていただけるかという不安もあります。これだけの事業をやりたいからこれだけのスペースを確保していただきたいというお話で、実際に施設整備をした後で、やはり事業展開はちょっと難しいということになりますので、その辺もちょっと慎重に運びたいなというふうに思っております。

○委員長（乾邦広） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 大体全体のことはわかりました。

最後なんですけど、今ひまわりの家が今後事業として予定をしている事業内容だけ教えてください。

○委員長（乾邦広） 福祉課長。

○福祉課長（米川伸宜） まず10月から市町村、町が委託しますのは地域活動支援センターの事業でございます。

19年度以降、ひまわりの家、NPO法人が事業を展開したいとおっしゃっているのが、1ページ目の上から3番め、就労継続支援、これの非雇用型というタイプになろうかと思えます。

それから、1番上の生活介護、これは重度障害者に対して日常生活の世話をを行う事業でございますが、今お聞きしているのはこの2点でございます。

○委員長（乾邦広） 他にご意見ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） なければ、議案第56号に対する質疑及び意見は以上で終了いたします。

次に討論を行います。

討論はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 討論がないようでありますので、これより採決をいたします。議案56号、幕別町地域

活動支援センター条例は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○委員長(乾邦広) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例は原案のとおり決することに決定いたしました。

説明員が退席いたしますので、暫時休憩します。

(13:47休憩)

(13:48再開)

○委員長(乾邦広) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより陳情第6号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

本陳情に対してご意見を伺いたいと思います。

ご意見ございませんか。

千葉委員。

○委員(千葉幹雄) この陳情書の趣旨については概ね、私は理解いたします。

ただ、陳情項目、当然我が議会として意見書を出すわけですから、この陳情趣旨をたがわないで、その中で出さなければならぬという一定のものがあありますよね。

それで、この陳情項目の1なんですけれども、医師看護師等の医療従事者を大幅に増員してくださいという、国、行政機関に出すわけなんですけれども、特定の病院に向かって意見書を出すわけではありませぬので、こういう表現の仕方ですよ。当然、現在国の基準によってベッド数に適当な医師ですとか看護師等、国の基準で決まっているんだらうと思うんです。ですから、その基準をいじらないとこういうことになっていきませぬよね。

ですから、これだけでは我が議会として出すのでは、大幅な増員をしてくださいだけではまずいと思うんですよね。ですから、国の基準の見直しを意見書の中に入れていかないと、意見書の中身としては説得力がないと思うんですよね。ただ漠然と医者と看護師を増やしてくださいということでは。その辺、この趣旨については私は異論ございませんので、そういったことに充分相手に伝わるといふか、理解のできるような文言にすることを条件に、私はいいんだらうと思いますけれども。

ただ、この陳情者の意思というんでしょうか。それもあると思うんですよね。ですから、その辺はお任せしますけれども、文書を作っていく中でお任せしますけれども、その確認さえ取ればあれだというふうに思いますけれども。

○委員長(乾邦広) 今の千葉委員の意見に対して、皆さん方どうでしょうか。

それ以外でもよろしいですが。

暫時休憩いたします。

(13:52休憩)

(13:58再開)

○委員長(乾邦広) 休憩前に引き続き会議を開きます。

他にご意見ありませんか。

前川委員。

○委員(前川敏春) 今色々項目の中で、言葉と言いますか、そういうことに対しまして、概ね私もこの陳情に対してはよろしいというふうに思っているわけなんですけれども、ただ意見書を出していく時にある程度

今の皆さんのご意見を反映した形の中で、委員長と私とでちょっと修正をかけてやっていきたいというふうに思いますので、その辺ご理解いただければ。

○委員長（乾邦広） 他にございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） なければ討論を行いたいと思います。

討論ございますか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） なければ討論を終わります。

それでは、これより採決をいたします。

陳情第6号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書は採択とすることにご異議ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（乾邦広） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書は、採択とすることに決定いたしました。

なお、委員会報告書及び意見書の作成にあたっては、委員長、副委員長に一任を願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

○委員長（乾邦広） それでは、次にその他に入りたいと思います。閉会中の継続調査、所管事務調査事項を決定したいと思います。

（所管事務調査項目は・身体障害者福祉に関する事項・環境衛生に関する事項）

（14：05 閉会）